

官報

號外

昭和二十年二月三日

○第八十六回衆議院議事速記録第七號

帝國議會

昭和二十年二月二日(金曜日)

午後三時二十分開議

議事日程 第六號

昭和二十年二月二日

午後一時開議

第一 戰時森林資源造成法案(小
山邦太郎君外百三十五名提出)

第一讀會

第二 刑法中改正法律案(一松定
吉君外四十一名提出) 第一讀會

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照
ノ爲茲ニ掲載ス〕

一、議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ
如シ

刑法中改正法律案

提出者

一松 定吉君 江口 繁君

上田 孝吉君 今井 嘉幸君

南雲 正朔君 金井 正夫君

谷原 公君 花村 四郎君

田村 鈴君 河野 密君

田万 清臣君 星島 二郎君

原 夫次郎君 松永 東君

森田重次郎君 河上丈太郎君

木下 郁君 田中 藤作君

白川 久雄君 林 信雄君

沖 藏君 大川 光三君

宗前 清君 桃原 茂太君

原 惣兵衛君 田中伊三次君

吉田 賢一君 原 玉重君

泉 國三郎君 伊藤 清君

今成留之助君 石坂 榮君

村澤義二郎君 伊藤 五郎君

伊禮 肇君 水谷長三郎君

信正 義雄君 橋本 渡君

木崎 爲之君 仲井間宗一君

菊地泰之輔君 金光 邦三君

(以上一月三十日提出)

法令運用ノ根本義確立等ニ關スル建
議案

提出者

木崎 爲之君 信正 義雄君

村澤義二郎君

農民自家用濁酒製造免許ニ關スル建
議案

提出者

長内 建榮君 小野寺有一君

小林鐵太郎君 泉 國三郎君

今成留之助君

科學技術振興コソギ動員並國民的發明
發見獎勵ノ爲十億圓活用ニ關スル建
議案

提出者

長内 建榮君 小野寺有一君

小林鐵太郎君 泉 國三郎君

今成留之助君

科學技術振興コソギ動員並國民的發明
發見獎勵ノ爲十億圓活用ニ關スル建
議案

提出者

星 一君 仲西 三良君

植松 練齋君 内池久五郎君

神尾 茂君 唐橋 重政君

山田 六郎君 加藤 宗平君

小松茂藤治君 牧原源一郎君

(以上一月三十一日提出)

一、議員ヨリ提出セラレタル質問主意
書左ノ如シ

生ゴム確保ニ關スル質問主意書

提出者 中村庸一郎君

(以上一月三十日提出)

一、去三十一日小磯内閣總理大臣ヨリ
左ノ通達令アリタル旨ノ通牒ヲ受領
セリ

大藏書記官 櫛田 光明

第八十六回帝國議會大藏省所管事務
政府委員被仰付

一、去三十一日議長ニ於テ辭任ヲ許可
シタル常任委員左ノ如シ

第五部選出

諸願委員 田村 鈴君

一、去三十一日ニ於ケル特別委員ノ異
動左ノ如シ

農林中央金庫法中改正法律案(政府
提出、貴族院送付)委員

辭任安藤 覺君補闕吉植 庄亮君

辭任安藤 覺君補闕吉植 庄亮君

辭任安藤 覺君補闕吉植 庄亮君

辭任安藤 覺君補闕吉植 庄亮君

辭任安藤 覺君補闕吉植 庄亮君

辭任安藤 覺君補闕吉植 庄亮君

辭任安藤 覺君補闕吉植 庄亮君

辭任安藤 覺君補闕吉植 庄亮君

一、昨日常任委員補闕選舉ノ結果左
ノ如シ
第五部選出
諸願委員 清水留三郎君(田村鈴
君補闕)

○議長(岡田忠彦君) 是ヨリ會議ヲ開
キマス

○小泉純也君 議事日程變更ノ緊急動
議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提
出會計法戰時特例中改正法律案ヲ議題
トナシ、委員長ノ報告ヲ求め、其ノ審
議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 小泉君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシ
タ

會計法戰時特例中改正法律案ノ
第一讀會ヲ續ク開キマス、委員長ノ報
告ヲ求めマス

委員長伊豆富人君

會計法戰時特例中改正法律案(政
府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一會計法戰時特例中改正法律案(政
府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也

昭和二十年二月二日

委員長 伊豆 富人

衆議院議長岡田忠彦殿

〔伊豆富人君登壇〕

○伊豆富人君 昨ハ只今議題トナリマ
シタ會計法戰時特例中改正法律案ノ審
議ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス

本案ハ赤字公債外二件ノ委員會ニ付
託サレマシタモノデ、委員會ハ直チ
ニ議題ニ供シ、大藏大臣ノ提案理由由
明ヲ聴取致シマシタ、其ノ趣旨ハ本議
場ニ於ケル説明ト同様デアリマシテ、

大東亞戰爭ニ際シ避クベカラザル事故
ニ因リ、會計法ニ準據スルコト能ハザ
ル場合ニ對處スル等ノ爲メ、會計法戰
時特例中改正ヲ加ヘタモノデアリマス、

ソレヨリ質疑ヲ續行シマシタガ、其ノ
要旨ヲ摘擧シテ簡單ニ申上レバ、概
ネ次ノ諸點デアリマシタ、即チ本法律
案ハ大東亞戰爭中ノ臨時立法デアルカ
ドウカ、現行ノ會計法戰時特例ハ大東
亞戰爭終了ト共ニ效力ヲ失フカドウ
カ、本案ハ會計法戰時特例ノ承認ヲ
カドウカ、豫メ災害等ニ備ヘ本法律
制定スル理由如何、前渡金交付ガ放漫
ニ流ル、時ハインフレーションノ原
因ニナル、決算委員會ニハ毎年會計檢
査院ヨリ會計法違反ノ報告ガ提出サ
レ、之ニ對シ關係各省ハ辯明書ヲ出シ
テ居ルガ、大藏省ハ各省ノ辯明書ヲ其
ノ儘認ムルモノデアルカドウカ、是等
ノ質問ニ對シマシテ政府ハ次ノ如キ答
辯ヲ與ヘタノデアリマス、本法律案ハ
大東亞戰爭中ノ臨時立法デアアル、現行
會計法戰時特例ハ大東亞戰爭終了ト共
ニ效力ヲ失フモノデアアル、本案ハ會計

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

検査院トハ諒解済ミデアル、災害ハ戰爭中ニハ屢々發生スルモノデアルカラ、豫メ之ニ備ヘテ置ク必要ガアル、前渡金ハ四半期毎ニ嚴重ナル調査ヲ行ヒ、弊害ヲ生ゼシメナイヤウニ留意シ、軍需金融ト資金措置ニ付テハ效率的ニシテ「インフレーション」ノ原因ニナラヌヤウニ努力シテ居ル、又決算委員會ニ提出セラル、會計検査院ノ會計法違反ノ報告ニ對スル關係各省ノ掃明書ハ、合法的ニナツテ居ルモノデアル、併シ常識的ニ不可ナリト思フモノニハ注意ヲ拂ツテ居ル、ソレ以上ノコトハ司法省ノ關係デアル、等デアリマシタ、其ノ他詳細ハ速記録ニ依リ御覽覽ヲ御願ヒ申上ゲマス、斯クテ三十一日質疑ヲ終了致シマシテ、本日ノ委員會ニ於テ討論ニ入り、原玉重君、翼賛政治會ヲ代表シテ賛成意見ヲ開陳サレ、採決ノ結果満場一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタ、右御報告申上ゲマス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

會計法戰時特例中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ可決確定致シマシタ(拍手)

○小泉純也君 議事日程變更ノ緊急勅諭ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出恩給法中改正法律案及明治三十五年法律第四十九號國勢調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律案ノ兩案ヲ一併議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ其ノ審議ヲ進メラレシコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 小泉君ノ勸議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、恩給法中改正法律案、明治三十五年法律第四十九號國勢調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長古田喜三太君

恩給法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關フル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

恩給法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關フル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

恩給法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關フル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

恩給法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

調査ニ關フル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

恩給法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關フル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

恩給法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關フル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

恩給法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關フル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

恩給法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

明治三十五年法律第四十九號國勢

調査ニ關フル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

恩給法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

明治三十五年法律第四十九號國勢

先ヅ政府當局ヨリ法律案ノ内容ニ付キマシテ説明ヲ聴取シ、識イテ質疑ニ入リマシタ所、委員諸君ハ種々ノ方面ヨリ慎重熱心ニ於テ討議サレ、政府當局ヨリモ詳細ナル答辯ガアリマシタ、其ノ内三點ヲ主ナルモノヲ要約シテ御紹介致シマスレバ、第一點、特別攻撃隊ニ對シテハ全國國民齊シク感激感謝ノ念ニ燃エテ居ルノデアルガ、其ノ中ニ半島出身者ヲ参加致シ、是等ノ何等變ラザル忠勇報國ノ精神ハ洵ニ感激ノ極ミデアルガ、外地ニ對シ一日モ早ク政治參與ヲ許スベキデアルト思フガ政府ノ所見如何、之ニ對シ内務大臣ヨリ、目下審議會ガ出來テ居ルノデ、早ク實現シタイトノ答辯ガアリマシタ

第二點、點軍人ト同様ニ戰爭完全ニ直接從事シ居ル軍醫ニ對シ、恩給法上ノ公務員ヲ擴張スベキデハナイカトノ質問ニ對シ政府當局ハ、恩給法上ノ公務員ト、官吏ニアラザル軍醫トハ、諸般ノ點ニ於テ相當趣キヲ異ニ致シテ居ルノデ、今直チニ之ヲ公務員トナスハ考慮ヲ要スルガ、併シ公務員ニ該當シナイカラト云ツテ、之ヲ優遇セヌト云フノデハナク、現ニ類似ノ諸制度ニ依リ優遇ノ途ヲ講ジテ居ルトノ答辯デゴザイマシタ

第三點、官公署ノ雇傭人ガ空襲下ノ職域ニアツテ取調中被害ヲ受ケタル場合ニハ、之ニ恩給ヲ給シテ國家的保護ノ途ヲ講ズベキデハナイカトノ質問ニ對シ、政府ヨリ、是等ノ人々ニ對シテハ國家ガ手厚イ保護ヲ致スベキハ勿論

デアルガ、恩給給與ノ途ヲ開カズトモ戰時災害救助法トカ、又ハ各職域ニ於ケル災害救助制度等ヲ活用シ、援護ノ施策ニ盡スルヲ以テ答辯ガアリマシタ、以上ノ外詳細ハ速記録ニ依ツテ御承知ガ願ヒタイト思ヒマス、斯クシテ昨日質疑ヲ打切り本日討論ニ入り、翼政會ヲ代表シテ川崎巳之太郎君ヨリ、特別攻撃隊ハ悠久大義ニ生ケルノ大精神ヲ發露ニシ、一億同胞ハ感激感泣致シテ居ルモノデアル、此ノ秋ニ方リ其ノ遺家族ニ對シ優遇ノ方途ヲ講ゼラレルコトハ洵ニ適切ナリト、二案共原案賛成ノ意ヲ表セラレ、採決ノ結果、満場一致原案ガ可決致シマシタ、右御報告致シマス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 兩案ノ第二讀會ヲ開クニ、御異議アリマセヌカ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

恩給法中改正法律案

第二讀會(確定議)

明治三十五年法律第四十九號國勢調査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ於ケル特例ニ關スル法律案

第二讀會(確定議)

○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ兩案トモ委員長報告通リ可決確定致シマシタ(拍手)

○小泉純也君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、兵役法中改正法律案、陸軍軍法會議法中改正法律案、海軍軍法會議法中改正法律案ノ三案ヲ一括議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 小泉君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、兵役法中改正法律案、陸軍軍法會議法中改正法律案、海軍軍法會議法中改正法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマ

ス 委員長森田福市君
兵役法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)
陸軍軍法會議法中改正法律案(政

府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

海軍軍法會議法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 兵役法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和二十年二月二日
委員長 森田 福市

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一 陸軍軍法會議法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和二十年二月二日
委員長 森田 福市

衆議院議長岡田忠彦殿

報告書

一 海軍軍法會議法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和二十年二月二日
委員長 森田 福市

衆議院議長岡田忠彦殿

○森田福市君 只今議題ト相成リマ

シタ兵役法中改正法律案外二件ノ委員會ニ於ケル經過結果ヲ御報告申上ゲマス
本案ノ内容ニ付キマシテハ政府カラ本會議ニ於テ提案ノ理由ヲ説明サレマシタ通りデアリマスルカラ省略致シマス、委員會ニ於キマシテハ慎重審議ヲ致シマシテ、委員諸君ヨリ適切ナル質問ガアリ、政府カラソレハ容辨ガアツタノデアリマスルガ、其ノ内容ハ速記録ニ依ツテ御諒承ガ願ヒタイト存ジマス、採決ノ結果ハ滿場一致デ原案ニ決定致シマシタ、此ノ段御報告申上ゲマス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 三案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○小泉純也君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ第三讀會ヲ省略シテ委員長ノ報告通リ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 小泉君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

兵役法中改正法律案
第二讀會(確定議)

陸軍軍法會議法中改正法律案

第二讀會(確定議)

海軍軍法會議法中改正法律案

第二讀會(確定議)

○議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ三案トモ委員長報告通リ可決確定致シマシタ(拍手)日程第一戰時森林資源造成法案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス、提出者小山邦太郎君

第一 戰時森林資源造成法案(小山邦太郎君外百三十五名提出)
第一讀會

戰時森林資源造成法案

第一條 政府ハ森林資源ノ戰力化ノ徹底並ニ之ガ造成ノ確保ヲ期スル爲メ命令ノ定ムル所ニ依リ農林中央金庫ヲシテ森林資源造成證券(以下證券ト稱ス)ヲ發行セシムルモノトス

第二條 農林中央金庫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ森林所有者ニシテ森林資源造成ノ爲ニ要スル費用ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ納付シタル者ニ對シ其ノ金額ノ倍額ニ相當スル額面ノ證券ヲ交付ス

第三條 證券ノ所有者ハ證券記載ノ森林資源造成ニ必要ナル行為ヲ爲シ命令ノ定ムル所ニ依リ農林中央金庫ニ對シ該證券ノ額面金額ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第四條 證券ノ所有者ニ對シテハ森林法第十一條第一項ノ規定ヲ準用ス

第五條 證券ノ所有者ハ大東亞戰爭終了後ニ於テ政府ニ對シ證券ヲ呈示シ森林資源造成ノ爲ニ必要ナル行為ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ分收歩合ヲ定メ目ラ之ヲ爲シ又ハ公共團體其他命令ヲ以テ定ムル者ヲシテ森林資源造成ニ必要ナル行為ヲ爲サシムルコトヲ得

第六條 前二條ノ場合ニ於テ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ森林資源造成ニ必要ナル行為ヲ爲スニ要シタル費用ノ支拂其他命令ヲ以テ定ムル事項ヲ農林中央金庫ニ對シ指示スベシ

第七條 政府ハ第一條ノ規定ニ依リ農林中央金庫證券ヲ發行シタル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ農林中央金庫ニ對シ其ノ二分ノ一ノ金額ヲ交付スルモノトス

第八條 證券ハ記名式トシ林地ト共ニスルニ非ザレバ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ

第九條 所得稅法及登録稅法中社債ニ關スル規定ハ農林中央金庫ノ發行スル證券ニ付キ之ヲ準用ス

第十條 證券ノ消滅時効ハ大東亞戰爭終了後二十年ヲ以テ完成ス

第十一條 證券ノ模造ニ關シテハ通

貨及證券模造取締法ヲ准用ス
第十二條 本法ニ規定スルモノノ外
證券ノ發行其他必要ナル事項ハ命
令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔小山邦太郎君登壇〕

○小山邦太郎君 只今議題トナリマシ
タル法律案ニ對シ、提案ノ理由ヲ簡單
ニ説明申上ゲタイト存ジマス

森林資源ガ勢力増強上絕對必須ノ軍
需資材ト致シマシテ、其ノ重キヲ加ヘ、
今や地上ニ於ケル立木ハ勿論ノコト、地
下埋没ノ松ノ根ト雖モ、文字通り根コソ
ギ動員ヲ行ツテ益、戦力ノ増強ヲ圖ラナ
ケレバナライ時デアリマシテ、隨テ假
令ソレガ過伐デアラウガ亂伐ト見ラレヤ
ウガ、今次ノ戰爭完遂ノ爲ニハ斷乎トシ
テ行ハナケレバナライコトト存ジマス
曩ニ先人ガ森林愛護ノ一念ニ燃エ
マシテ、粒々長キニ互ツテ辛苦經營ノ
結果育成致シタル全日本ノ森林ガ、
今や國家ノ危急ニ際シ、重大ナル役割
ヲ果スニ至リマシタコトヲ思フニ付ケ
テ、政府ト致シマシテモ深ク茲ニ思ヒ
ヲ致サルベキデアラウト存ジマス、隨
テ何ヲ措イテモ森林ノ伐採跡地ニ對シ
マシテハ、速カニ造林ノ計畫ヲ實施致
シマシテ、資源ノ保護培養ハ勿論ノコ
ト、治山治水ノ見地ヨリ致シマシテモ、
國土ノ保全ニ全力ヲ盡スベキデア
ルトハ存ジマスルガ、今日勞務其ノ他ノ
事情ヲ考察致シマスレバ、此ノ際廣キ
此ノ面積ニ互リマシテ、多量ノ勞務ヲ
此ノ方面ニ振向ケルコトハ極メテ困難

デアルバカリデナク、強ヒテ之ヲ行フ
コトニ依リマシテ、當面ノ戦力増強ニ
幾多ノ支障ヲ來タスノ虞ナシトハ致シ
マセヌ、サレバト云フテ之ヲ其ノ儘放
任致シテ置キマスルナラバ、雖テ來ル
ベキ旱魃、水害ノ災害、實ニ恐レベキ
モノガアルト存ズルノデアリマス、隨
テ私ハ此ノ際根本的ナ、基本的ナ造林計
畫ヲ樹立致シマシテ、勞務ノ實情ト睨ミ
合シテ極メテ機動性ヲ持ツテ、將來伐
採跡地ガ十二分ニ整備セラル、ノ準備
ヲ整ヘマシテ、サウシテ造林者ヲシテ
伐採地ノ後顧ノ憂ヒナカラシムルト同
時ニ、進ンデ戦力増強ノ爲ニ伐採、供
出ニ協力セシムルノ態度ニ出デシムル
コトガ、極メテ大切デアルト存ズルノ
デアリマス、是ガ爲ニ此ノ法案ノ狙ヒ
ハ、一ツニハ勞務ノ見込ヲ付ケナガ
ラ、根本的ナ造林計畫ノ樹立ニア
ラ、此ノ法案ノ運用ニ依ツテ、
先ツ第一ニ造林者ヨリ造林費用ノ半額
ヲ農林中央金庫ニ納メシメ、農林中央
金庫ハ其ノ納メテレタル納付金ノ倍額
ニ相當スル造林證券ヲ發行致シテ、之
ヲ納付者ニ交付スル、納付者ハ其ノ證
券ヲ攜ンデ他日勞務ノ狀況ヲ調整シナ
ガラ、全日本ノ林地ニ對シマシテ、青
青緑化ヲ圖ラセヤウトスルノデゴザイ
マス、是ガ爲ニ、其ノ效果ト致シマシ
テハ、山ヨリ受ケマシタル所得ノ一部
ヲ必ズ山ニ返シテ、山ニ對スル感謝報
恩ノ念ヲ厚カラシムルト同時ニ、山ニ
釘付ケマシタル貯蓄ヲ以テ、造林ノ將
來ニ對スル經濟的基礎ヲ確立スル、此
ノ點ガ一點、更ニ之ニ對シマシテ、政

府ハ造林費ノ半額ニ相當スル助成金ヲ
證券ヲ通ジテ約束致シ、之ニ依リマ
シテ造林經營ノ基礎ヲ確實ナラシムル
ト云フ二點デゴザイマス、サウシテ其
ノ派生ノ效果ト致シマシテハ、山カ
ラ受ケタル一部ノ所得ヲ山ニミ用ヒ
ルト云フ、用途ヲ特定致シマシタル貯
蓄ノ獎勵トモナリ、又一面ニハ「インフ
レ」防止ノ一助トモ相成ルト存ズルノデ
アリマシテ、同時ニ山林計畫者、即チ
其ノ證券ノ所有者ガ、事情ニ依リマシ
テ自ラ此ノ造林ヲ行ハザル時ハ、其ノ
證券ヲ政府ニ示シ、或ハ地方ノ自治體、
其ノ他國家ノ認メタル公共團體ヲシテ、
造林ニ對スル利益ノ分配符合ヲ定メテ
サウシテ其ノ團體ニ持ツテ居リマスル
所ノ大衆ノ餘剩勞力ヲ利用シテ、極メ
テ短期間ニ之ヲ以テ此ノ山ノ造林計
畫ヲ徹底セシメントスルノニアリ
マシテ、而モ其ノ勤勞所ハ、常ニ勞務
ニ無用ヲ起サナイ、勞務狀況ト觀ミ合セ
テ、機動的ナル造林計畫ヲ發揮セシメ
ントスル所ニゴザイマス、此ノ程度ノ
コトハ、既ニ百三十名ヲ超ユル提案者
ニ依リテ提案セラレ、又更ニ多數ノ贊
成ヲ得テ法案デアリマスノデ、私カ
ラ説明ガマシク申上ゲルノハ甚ダ恐縮
デゴザイマスガ、是レ程見易イ道理デ
モ、法律案トシテ、中々議會ハ通ツ
テモ政府ガ同意シ難イトノコトデアリ
マス、今や立法院モ行政府モ、眞ニ協
力シテ國難突破ニ當テナケレバナラヌ
時ニ、諸君若シ此ノ趣旨ニ御賛成ノ上
ハ、條文ノ不備ナル點ハ十分御審議ノ
上御修正ヲ願ツテ、一年遅レ、バ一年

ダケノ大損害、木ヲ非常ニ多ク伐リ盡
シテ居リマスルノデ、最早此ノ法案ハ
年ヲ藉シテ遅ル、ナラバ其ノ效果ヲ失
フノデアリマス、何卒諸君ノ衆智ニ依
リマシテ、足ラザル所ハ之ヲ補ツテ、是
非此ノ目的ノ達成出來マスヤウニ御力
添ヘアラソコトヲ御願ヒ致シマス(拍手)

○小泉純也君 本案ハ議長指名十八
名ノ委員ニ付託セラレシコトヲ望ミ
マス

○議長(岡田忠彦君) 小泉君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ
メマス

○小泉純也君 此ノ際暫時休憩セラレ
シコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 小泉君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認
メマス、暫時休憩致シマス

午後三時四十五分休憩

午後六時二十二分開議

○議長(岡田忠彦君) 休憩前ニ引續キ
會議ヲ開キマス、日程第二、刑法中改
正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出
者ノ趣旨辨明ヲ許シマス——提出者江
口繁君

第二 刑法中改正法律案(一松定
吉君外四十一名提出) 第一讀會

刑法中改正法律案

刑法中改正法律案

第四章 刑ノ執行猶豫ノ下ニ「及ヒ
宣告猶豫」ヲ加フ

第二十五條中「二年以下」ヲ「三年以
下」ニ改ム

第二十五條ニ左ノ二項ヲ加フ
五千圓以下ノ罰金ノ言渡ヲ爲スヘ
キ場合ニ於テハ情狀ニ因リ六月以
上二年以下ノ期間其ノ刑ノ執行ヲ
猶豫スルコトヲ得

拘留又ハ科料ノ言渡ヲ爲スヘキ場
合ニ於テハ情狀ニ因リ六月以上一
年以下ノ期間其ノ刑ノ執行ヲ猶豫
スルコトヲ得

第二十六條ニ左ノ一項ヲ加フ
罰金以下ノ刑ノ執行ヲ猶豫セラレ
タル者其ノ猶豫中罪ヲ犯シ罰金以
上ノ刑ニ處セラレタルトキハ執行
猶豫ノ言渡ヲ取消スコトヲ得

第二十七條ノ次ニ左ノ四條ヲ加フ
第二十七條ノ二 三年以下ノ懲役若
ハ禁錮五千圓以下ノ罰金拘留又ハ
科料ノ言渡スヘキ場合ニ於テ情狀
特ニ憫諒スヘキモノ又ハ犯罪後續
罪ニシテ改悛ノ實ヲ示シタリト認ム
ルトキハ判決ノ宣告ヲ猶豫スルコ
トヲ得

第二十七條ノ三 判決ノ宣告ヲ猶豫
スル場合ニ於テ犯人ノ性格年齢及
境遇並犯罪ノ情狀及犯罪後ノ情況
ニ因リ勤勞處分ニ付スル旨ノ言渡
ヲ爲スコトヲ得

勤勞處分ニ付セラレタル者ハ檢事
ノ指揮ニ依リ官設公設又ハ私設ノ

工場農場其ノ他ノ作業場ニ於テ就業セシム

就業期間ハ一年以下トス

第二十七條ノ四 宣告ヲ猶豫セラレタル者猶豫中罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ判決ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

第二十七條ノ五 判決ノ宣告ヲ受ケルコトナク二年ヲ經過シタルトキハ免訴ノ言渡アリタルモノト看做ス

勤勞處分ニ付セラレタル者其ノ就業ヲ終リタルトキハ其ノ時ニ於テ免訴ノ言渡アリタルモノト看做ス

第二十八條中三分ノ一ヲ四分ノ一ニ改ム

第六章 時効ノ下ニ及ビ刑ノ消滅ヲ加フ

第三十四條ノ次ニ左ノ三條ヲ加フ

第三十四條ノ二 刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナク十年ヲ經過シタルトキハ刑ノ言渡ハ其ノ效力ヲ失フ

第三十四條ノ三 刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル者善行ヲ保持シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナク五年ヲ經過シタルトキハ檢察又ハ其ノ者ノ請求ニ因リ裁判所ハ刑ノ言渡其ノ效力ヲ失フ旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第三十四條ノ四 刑ノ言渡其ノ效力ヲ失ヒタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ登録ヲ除去ス

第三十八條 第三項但書ノ「其ノ刑ヲ減輕」ノ下ニ「又ハ免除」ヲ加フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔江口鑒君登壇〕

○江口鑒君 私ハ只今上程サレマシタル刑法中改正法律案ニ付キ其ノ提案ノ理由ヲ説明致シマス

刑法ハ我が國重要法典ノ一ツデアリマシテ、明治四十年法律第四十五號ヲ以テ發布以來極ク一部分ノ改正ヲ見タル儘今日ニ至ツテ居ルノデアリマス、併シ屢々タル時代ノ變遷ハ、治安ノ確保、民心ノ安定ノ上ニ於テ法ノ不備、不完全ヲ痛感セラレ、モノガアリマシテ、大正十五年ニ臨時法制審議會ニ於テ、刑法改正綱領ヲ決議シ、爾來司法省ニ於テ十數年間調査研究ヲ續ケラレマシテ、昭和十五年ニ至ツテ刑法並監獄法改正調査委員會總會ニ於テ、改正刑法草案ナルモノヲ決議セラレマシテ、普ク天下ニ公示セラレ來ツタコトハ諸君御承知ノ通りデアリマス、改正刑法草案ノ中、今日ノ時局ニ最モ好適、且ツ速カニ實施スルノ要アリト思ハレマス、刑法總則ニ關スル一部ニシテ、之ニコ、數年來本院ガ法律案、建議案等トシテ可決シ、時代ノ要請ニ應ヘントシタル新味ノ構想ヲ加味シ、仍テ決戰下國民ノ士氣昂揚、戦力増強ニ資シ、以テ一般國民ノ適法生活ニ裨益スル所大ナルモノヲ改正ノ骨子トシテ次第デアリマス

先ツ其ノ改正ノ概要ヲ申上ゲマス、第一ニ刑ノ執行猶豫ノ範圍ヲ擴張シテ點デアリマス、即チ現行刑法ニ於テハ

二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタル時ニ限り、其ノ刑ノ執行ヲ猶豫シ得ルコトニナツテ居リマスルガ、近時法定刑ガ著シク加重セラレテ參リマシタ實情ニ鑑ミテ、少クトモ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲナスベキ程度マデハ、其ノ情狀ニ依ツテ執行猶豫ニ附スベキ事件ガ相當ニ見受ケラル、ノデアリマス、仍テ現行ノ二年以下ヲ三年以下ト改メヨウト云フノデアリマス、近來司法省ノ提案ニ係ル立法ハ、國民ヲ嚴罰ニスルノ方途ニ急デアリマシテ、唯處罰ヲ以テ刑政ノ目的ヲ達セントスルノ傾向ニ偏スルノ憾ミガ多イノデアリマス、固ヨリ戰時下惡質ノ犯罪ガ嚴罰ニ處セラレタルコトハ當然デアリマス、ルガ、昔カラ嚴罰主義ヲ以テシテ治世ノ實ヲ擧ゲタル例シハナイデアリマス、却テ國ノ亂レル基ヲナシテ居ルノデアリマス、隨テ寬嚴宜シキヲ得ルコトガ人心ヲ把握スル要諦デアリマシテ、世界大動亂ノ今日、殊ニ凡ユル矛盾障礙ヲ克服シテ、只管戰勝ノ一點ニ結實セシムベキ我が國現下ノ情勢ニ鑑ミマシテ、特ニ情狀酌量スベキモノハ惜シミナク恩典ヲ施スベキデアリマス、人誰カ過チナカラシヤ、自ラ過チテ裁キノ庭ニ立ツトセバ、正ニ思ヒ半バニ過ギルモノガアルデアリマセウ、尙ホ現行刑法デハ懲役、禁錮ノ刑ニ限ツテ執行猶豫ヲナシ得ルコトトナツテ居リマシテ、是ヨリズツト輕イ刑ニ當ル所ノ罰金、拘留、科料ノ言渡ヲナス場合ニ、是ガ執行ヲ猶豫スル途ガナイノデアリマス、是ハ罪ノ重イ

犯行ノ者ガ救ハレテ、是ヨリ輕微ナル過チヲ犯シタル者ガ實刑ニ處セラレ、イツマデモ前科ノ汚名ヲ着セラル、コトニナリ、甚ダシク矛盾ガアルノデアリマス、殊ニ現下各種統制上ノ取締法規ガ氾濫シテ、本來惡質ナラザル者ガ不用意ノ間ニ違反ニ問ハレ、罰金等ニ處セラル、者少カラザル事例ニ鑑ミ、其ノ情狀ニ依ツテハ罰金、拘留、科料ニ當ル場合デモ執行猶豫ヲナシ得ルヤウニ改正シヨウト云フノデアリマス、次ニ第二ノ改正ノ點ハ、判決ノ宣告猶豫ト勤勞處分ニ依リ贖罪ノ途ヲ開イタ點デアリマス、檢察官ガ訴ヲ提起シテ裁判所ニ於テ審理ヲナス中ニ、三年以下ノ懲役若シクハ禁錮、五千圓以下ノ罰金又ハ拘留、科料ノ言渡ヲナスベキ場合ニ於キマシテ、犯罪ノ情狀ガ特ニ憫諒スベキモノデアルトカ、又ハ犯罪後ニ被害ノ賠償其ノ他十分ノ贖罪ヲ致シマシテ改悛ノ實ヲ示シテ居リ、今更ニ是等ノ人ヲ刑餘ノ人ニ墮スニ忍ビナイト云フ場合ガ相當アルノデアリマス、此ノ場合ニハ判決ノ宣告ヲ一時猶豫致シマシテ、爾後二年間謹慎ヲシテ事ナク濟ンダナラバ、免訴ノ言渡ガアツタモノト看做スヤウニシヨウト云フノデアリマス、此ノ場合、犯人ノ性格、年齢及ビ境遇又ハ犯情等ニ依リマシテハ、其ノ被告人ヲ一年以下ノ期間勤勞處分ニ付スル旨ノ言渡ヲスルコトトシマシテ、眞面目ニ其ノ就業ヲ終ツタ者ハ其ノ時ニ於テ免訴ノ言渡ガアツタモノト看做スコトニシタルデアリマス、是ハ一旦罪ニ觸レ過チヲ犯スト雖モ深ク其

ノ前非ヲ悔イテ、幡然トシテ皇國臣民ノ自覺ニ徹シ、此ノ苛烈ナル戦局下身ヲ挺シテ贖罪ノ實ヲ現ハシタイト云フ熱願ニ燃エル者ハ、敢テ受刑者ノ群ニ投ズルノ必要ハナイカラデアリマス、願ハクバ國民ノ中一人デモ罪セズ、自省自戒セシメテ刑罰ノ衣ヲ着セルコトナク、白紙ニ還シ得ルナラバ感激以テ再犯ノ虞ナキニ至ルデアラウコトハ必定デアラウト信ズルガ故デアリマス、而モ近時司法警察官ノ多忙ト其ノ素質ニ鑑ミマシテ、取調べ上ノ粗雜誤謬ガ少クナイノデアリマス、檢察モ亦事件ノ處理ニ追ハレテ、其ノ過チヲ裁判ノ上ニ移サウトスルノ傾向ガ漸ク顯著ニナツテ來タルデアリマス、サウシテ檢察ハ往々ニシテ弱小過誤ノ細民ヲ網スルニ急トナツテ、吞舟ノ魚ヲ逸シテ、罪惡ノ根源ヲ拂拭スルニ遠ザカリ、又裁判ハ皇國存亡ノ此ノ機ニ際シテ尙ホ法規ノ末節ヲ守ルニ急ニシテ、國家存亡ノ艱難ヲ忘ル、ノ憾ミアルモノガアルノデアリマス、實ニ今日コソ血モアリ涙モアル所ノ大岡裁判ノ如キ名裁判、罪モ決戰ノ爲メ適切妥當ナル必勝裁判ノ翹望セラル、時ハナイノデアリマス、此ノ情勢ニ鑑ミマシテ、茲ニ此ノ種規定ヲ設ケマシテ、司法ノ時弊ノ一端ヲ矯メ、飽クマデ必勝ヲ重點トスル寬嚴相濟フベキ檢察裁判ヘノ指向ヲ明カニシテ次第デアリマス、次ニ改正ノ第三ハ、假出獄ヲ早期ニ許可シ得ルコトトシタ點デアリマス、現行刑法ハ、被告人ガ改悛ノ情アル時ハ、有期刑ニ於テハ其ノ刑期ノ三分ノ

一ヲ經過致シマシタルバ假出獄ヲ許スコトニハツテ居ルノデアリマスガ、戰時下受刑者ガ能ク其ノ前非ヲ悔ヒ、現職局ノ様相ニ深ク思ヒヲ寄セテ、飽クマデ仇敵英ヲ擊摧セントノ敵愾心ニ燃エ、或ハ奉公隊ヲ組織シ、又挺身隊トナリ、造船ニ、飛行機ニ、其ノ他軍需産業ニ奮闘セルコトハ洵ニ感激深キモノガアルノデアリマス、而モ此ノ中ニハ一般工員、殊ニ徴用工ノ或ル者ヨリモ遙カニ規律ガ正シク、勤勉力行ノ度ノ高イ者ガアルトノ實情ニ照シマシテ、是等多クノ人々ノ身上ト日陰ニ不自由ニ生活ヲ續ケル其ノ家庭ノ子女ノ心中ヲ慰ビマスルナラバ、自ラ胸ニ熱キモノヲ禁ズルコトヲ得ナイノデアリマス、國家須ク此ノ改修、此ノ贖罪ニ酬イ、彼等數萬ノ人々ニ光明ノ世界ヲ約束シ、以テ一層感奮興起、只管戦力増強ニ挺身セシムルノ方途ニ出ヅベキデアリマス、又多數ノ服役者中、特技技能ノアル者デ改修ヲ致シマシタル人ハ、一日モ速カニ其ノ職場ニ還シテ、是ガ戦力化ヲ圖ルノ要ガ今日ヨリ急ナルハナイノデアリマス、此ノ意味ニ於キマシテ、現行法ノ三分ノ一ヲ四分ノ一ニ改メ、其ノ條件ヲ備ヘタル者ハ出來ルダケ早く假釋放シ、正々堂々、晴レテ大東亞戰爭ノ完遂ノ正規兵タラシメタイトノ念願ニ出デタ次第デアリマス

トヲ得ズトモ規定シテ居ルノデアリマス、此ノ場合ニ於キマシテハ情狀ニ依ツテハ其ノ刑ヲ減刑スルコトヲ得ト定メテ居ルノデアリマス、然ルニ戰時下各種統制法規ハ夥シキ數ニ上ツテ居リマシテ、各省ガコレノ思ヒニ獨異ノ取締規則ヲ設ケテ、洵ニ複雑多岐ニ互リ、積ツテ山ヲナス有様トナツテ居リマス爲ニ、一般國民ハ愈々昏迷ニ陥リマシテ、其ノ條文ノ不備、不完全、難解ト相俟ツテ、不案内ノ中心ナラズモ刑罰ニ觸ル、者ガ少シトシナイノデアリマス、是ハ戰局緊迫シテ益々簡素強靱ナル所ノ體制ガ要請セラル、ノ秋ニ、甚ダ相應シクナイ現況ト言ハネバナラヌノデアリマス、軍需生産ノ急ニ迫ハレル者ガ齊シク言フ所ハ、今若シ法ニ觸ル、トセバ如何ナル嚴罰モ致テ辭シマセヌ、唯願ハクハ戰爭完遂ノ後ニ於テ斷罪セラレタシト云フ聲デアリマス、法ハ國家ヲ救ヒ、國民ヲ正シク濟度スル所ノ法ナケレバナリマセヌ、又國ノ興亡ヲ賭スル戰爭ニ對シテ勝拔カシムル所ノ法律デナケレバナラヌノデアリマス、然ルニ今日コソ法規ノ爲ニ國家國民ガ自縛自縛、戦力ノ發揮ヲ甚ダシク阻礙セラレテ居ルコトハナイノデアリマス、正ニ法律亡國ノ歎ヲ深カラシムルモノ大ナルモノガアリマス、而モ我々トシテ戦力増強ニ勵ム者ガ法規ノ隘路ヲ犯罪ノ汚名ヲ以テ突破セザルベカラザルニ至ツテハ、到底全國民ガ全力ヲ出シ切レルモノデハアリマセヌ、此ノ戦力發揮ノ障礙デアリマス所ノ法規蟠居ノ現狀ニ鑑ミマシテ、全ク罪ヲ犯スノ意思ガナク、又法律ヲ知ラ

ズ之ヲ誤解シタルコトニ依リマシテ、誤ツテ假令法ニ觸ル、トモ情狀ニ依リマシテハ、刑ヲ免除スルコト云フコトガ至當アデル場合ガ多タルノデアリマス、仍テ其ノ人ト其ノ施設ヲ現下ノ戰局ニ有効適切ニ活用スベク此ノ改正ノ急ヲ要スルノデアリマス

最後ニ改正ノ第五ハ、刑ノ消滅ニ關スル規定ヲ設ケタ點デアリマス、即チ刑ノ執行ヲ終リ、又ハ刑ノ執行ノ免除ヲ得タル者ガ禁錮以上ノ刑ニ處セララルコトナク十年ヲ經過致シマシタル時ハ、刑ノ言渡シハ其ノ效力ヲ失ハシムルコトトシ、若シ其ノ人ガ善行ヲ保持シテ五年ヲ經過シタル時ハ裁判所ニ於テ刑ノ消滅ノ宣告ヲナシ得ル規定ヲ新タニ設ケントスルモノデアリマス、本來人間ノ性ハ善ニシテ、誰カ罪ヲ犯シ悔ナキ者ガアリマセウカ、然ルニ一旦罪ヲ犯シ、服役シテ刑期ヲ了レ、又ハ情狀宜シクシテ執行ノ免除ヲ得タル者ガ何時マデモ刑餘ノ人トシテ社會ノ指彈ノ裡ニ白眼ヲサレ、殊ニ何等罪モ咎モナイ是等ノ人ノ子弟ガ、或ハ陸海軍ノ學校等ニ志願スルニ際シ、父兄ノ前科ガ禍ヒヨテ折角ノ熱願ヲ挫折サレ、父子相抱イテ泣クガ如キハ、今日ノ時局ニ鑑ミテ最早坐視スルニ忍ビナイノデアリマス、私達ハ實ニ人種平等、互助相愛ノ人類共救ノ聖戰ニ立チ、世界ニ道義ヲ布クト宣言シテ居ルノデアリマス、何ゾ國內ニ於テ正義仁愛ノ道義ヲ施サズシテ宜イデアリマセウカ、惡ニ強ケレバ善ニモ強イト言ヒマスガ、是等ノ人々ガ改修シテ社會公共ノ爲ニ善行ヲ積ンデ居ル所ノ者モ亦少ク

ナイノデアリマス、今ヤ國土ハ正ニ戰場、日夜敵機ノ空爆下ニテ一億特攻精神ニ燃エ、皇國護持ニ敢闘スルノ秋、全國民ハ正ニ其ノ時其ノ所ニ於テ業ニ已ニ出陣ヲ致シテ居ルノデアリマス、一億ハ既ニ出陣ヲシテ居ルノデアリマス、然ルニ其ノ總司令官トモ云フベキ最高輔弼ノ重責ニ任ズル内閣總理大臣ハ、前ノ人ハ一億戰團配置ニ就クベシト號令ヲ致シマシタ、更ニ今ノ人ハ一億總武裝セヨト言ハレテ居ルノデアリマス、而モ此ノ間天王山ハ「ラバウル」カラ「レイテ」「ルソン」ヘト動イテ來テ、所謂轉進、玉碎ノ間、可憐忠魂悲嘆ヤル方ナク、正ニ胸ハ裂ケ、怒髪ヲ衝クノ思ヒガスルノデアリマス、一體如何ナル組織ト方策ニ依リマシテ戰團配置ニ就カシメタト云フノデアリマセウカ、又如何ニシテ總武裝セシメヨウト云フノデアリマセウカ、唯精神ノ激勵ノミヲ以テスルナラバ到底其ノ目的ヲ遂ゲルコトハ出來ナイノデアリマス、此ノ意味ニ於キマシテ一億ノ中、是等一旦誤ツテ前科ヲ犯シマシタル者ニ對シ、之ヲ救フノ途ヲ開キ、而シテ是等ノ人ノ社會的、精神的ニ虐ゲラレタル所ノ者ヲ、此ノ一億出陣ノ錢ケトシテ救ヒ上ゲルト云フコトニナリマスナラバ、是等ノ人ハ正ニ青天白日ノ身ニ還ヘルノ感激ヲ以テ、又其ノ家庭ハ明朝ニナリマシテ、社會全般ヲ清淨ナラシメ、以テ國民ノ士氣ヲ昂揚スルコトニナルト確信スルノデアリマス、而シテ本法實施ニ依リマシテ暗夜ニ光明ヲ認メ、心身ヲ一新シ、以テ國恩ノ廣大ニ感激ヲ新タニスルモノハ前線ニ銃後ニ、或ハ工場ニ鑛山ニ、少クトモ百數十萬ニ及デアラウコト

ヲ思ヒマス時ニ、蓋シ此ノ法案ハ實ニ其ノ實施ノ效力ハ洵ニ甚大ナルモノガアルト思フノデアリマス、今ヤ戰局ノ苛烈ナル時、國民ノ中人一デモ思フ存分ニ戦力ヲ發揮セシメルト云フコトガ大切デアリマス、此ノ意味ニ於キマシテ、茲ニ數數十萬ノ人ヲ法律一本ヲ以テ明朗闊達トシテ、戦力ヲ發揮シ得ル、而モ其ノ人ノ家族數百萬ヲシテ其ノ生活環境ヲ清淨ナラシメル、此法案コソハ今日ノ戰局苛烈ノ場合ニ於キマシテ、正ニ國民士氣ノ昂揚ノ一助トシテ實施急ナルモノアリト確信スル次第デアリマス、何卒速カニ御審議ノ上御協賛ヲ賜ハラシコトヲ切望シテ已ミマセヌ(拍手)

○小泉純也君 本案ハ政府提出戰時民事特別法中改正法律案外二件委員ニ併セ付託サレシコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 小泉君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○小泉純也君 議事日程追加ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際勝田永吉君提出必勝國內體制確立ニ關スル緊急質問ヲ許可セラレンコトヲ望ミマス

○議長(岡田忠彦君) 小泉君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ追加セラレマシタ、必勝國內體制確立ニ關スル緊急質問ヲ許可致シマス——提出者勝田永吉君

必勝國內體制確立ニ關スル緊急質問
(勝田永吉君提出)

○勝田永吉君 私人必勝國內體制確立ニ關シマシテ、茲ニ總理大臣ニ對シ質疑ヲ試ミタイト思ヒマス

本問題ハ去ル一月ノ二十一日當議場ニ於キマシテ、同僚金光君ヨリ質疑ガアリマシタ、ソレニ對シマシテ、總理大臣ヨリ御答辯ガアツタノデゴザイマスガ、當時ハ他ニ幾多重要ナ問題ガ質疑内容ニ織込マレテ居リマシタ關係上、質疑應答ガ共ニ簡單デゴザイマシテ、本問題ニ關スル全貌ヲ闡明致シテ居ラヌ點ガアツタノデアリマス、此ノ問題ハ施策遂行ノ基調ヲナス洵ニ重要ナル案件デアリマスノデ、私ハ茲ニ聊カ所見ヲ披瀝シナガラ、總理大臣ノ之ニ對スル御答ヘヲ得タイノデアリマス

近頃能ク戰時施策ハ後手ニナツテハイケナイ、其ノ實行ハ迅速デナケレバナラス、斯ウ云フコトヲ言ハレマス、先般モ我々ノ文書箱ニ入ツテ居リマシタ栗原海軍大佐ノ「パンフレット」ニモ、其ノヤウナコトガアツタヤウニ記憶シテ居ルノデアリマスガ、併シハ何モ今日ニ始マツタコトデハゴザイマセヌデ、戰時施策ハ飛躍的デナケレバナライ、其ノ實現ハ迅速デナケレバナライ、云フコトハ戰爭政治ノ常識デアリ、定則デアリマス、然ルニ我ガ國ノ政治ハ果シテ此ノ定則ニ適合シテ、今日マデ行ハレ來ツタデゴザイマセウカ、私ハ甚ダ遺憾デハゴザイマスガ、然リト肯定致シマスル勇

氣ヲ持タナイノデアリマス、此ノコトハ幾多ノ事例ヲ列擧スルコトガ出來ルノデゴザイマスルガ、私ハ此處デ一々之ヲ論及致シマセヌ、是ニハ幾多ノ原因ガアリマセウ、局ニ當リマスル政治家ノ器量ニモ大イニ關係ガアルコトト存ズルノデゴザイマスルガ、結局ノ所國策遂行ヲ戰時型ニ強行シテ、未ダ至ラザルニ先ダツテ、適切ナル處置ヲ講ジマスル爲ニ、其ノ前提トシテ是非トモ必要デアリマスル所ノ強大ナル政治力ガナカツタ、斯ウ云フコトデアラウト我々ハ考ヘテ居ルノデアリマス、曩ニ近衛公爵ガ翼贊會ヲ中核トスル所謂翼贊政治體制ヲ創設セラレ、東條前首相モ亦右體制ヲ踏襲セラレ、ト共ニ、更ニ翼贊政治會ノ結成ニ多大ノ協力ヲ惜シマナカツタ所以ノモノモ、畢竟致シマスルニ亦戰時下ニ於キマスル政策遂行ノ基調ト致シマシテ、力強イ政治體制ヲ確立テ企圖致シマシテ、其ノ政治力ニ依ツテ強力ナル政治ヲ遂行シヨウ、斯ウ云フコトガ狙ヒデアツタニ違ヒナイノデアリマス、所ガ其ノ結果ハドウデゴザイマシタカ、私ハ此處デ一々其ノ效過ヲ檢討ハ致シマセヌガ、其ノ結果ガドウデアツタカト云フコトハ、去ル一月二十一日金光君ガ此ノ議場ニ於テ御指摘ニナリ、總理大臣ガ之ヲ肯定サレマシタ如クニ、現體制ガ今日國家ノ急ニ應ズル爲ニハ極メテ薄弱ニ十分デアルト云フコトニ付キマシテハ、最早議論ノ餘地ガナイノデアリマス、然ラバ次ニ來ルベキモノハドンナ内容ヲ有スルモノデナケレバナラヌカ(組織デヤナイ

「ト呼ブ者アリ」是ガ本件ノ核心ヲナスモノデナケレバナリマセヌ、我々ハ此ノ問題ノ重要性ニ鑑ミマシテ、翼贊政治會ニ於キマシテモ特ニ委員會ヲ設ケマシテ、昨年來某次檢討ヲ加ヘマンタル結果、次ノヤウナ結論ニ到達シタルデアリマス、即チ皇國此ノ非常ノ秋ニ全國民ガ自ラ國家ノ運命ヲ雙肩ニ擔フ烈々タル意氣ヲ信念ト以テ躍起スルコトガ出來ルヤウナ必勝國內體制ヲ確立致シマシテ、國ノ總力ヲ擧ゲテ聖戰完遂ノ一點ニ集結シ、軍官民一致協力致シマシテ、軍國ノ庶政ヲ迅速果敢ニ推進スルコトハ洵ニ急務中ノ急務デアツテ、ソレガ爲ニハ眞ニ憂國ノ至誠ニ依ツテ從來ノ行掛リヲ一掃シテ機構ヲ新タニシ、普ク同志ヲ糾合シテ大東亞戰爭完遂ヲ目標トスル舉國の政事結社ヲ結成スル大英斷ニ出デナケレバナラス、斯ウ云フ結論ニ到達シタルノデゴザイマス

現在我々國ノ政治體制ガ薄弱ニ十分デアリマスルコトニ付キマシテハ、先程結論ヲ申上ゲタルノデゴザイマスルガ、併シ確カニ斯クナリマスルニ付キマシテハ不振ノ原因ガアリマス、其ノ原因ノ第一ハ、現在政治體制ヲ構成致シテ居リマスル各團體ノ自身ニ存在シテ居ル缺陷デアリ、第二ハ各團體ガ互立競合スル所ニ又新ナル缺陷ガアリマス、先ヅ之ヲ翼贊政治會ニ付テ見マスルノニ、翼贊政治會ハ現在ノ我ガ國ノ唯一ノ政事結社デゴザイマスルガ、其ノ實體ハ貴衆兩院議員ヲ中心ト致シマスル少數國會ニ依ツテナル組織ト地盤ト構成員トヲ持ツテ居リマセヌ、國民大衆ト直結シテ居ラヌノデアリマス、其ノ結果ト致シマシテ、中央ニ於ケル帝國議會運籌ノ機關ト致シマシテハ相當ノ功績ヲ擧ゲタルノデゴザイマスルガ、國民政治體制ノ確立ニハ遺憾ナル點ガ多カツタノデアリマス、私思ヒマスノ今日最モ大ナル政治ハ戰爭デアリマス、戰爭ハ政治デアアル、戰爭ト政治トハ不可分ノ一切デアアル、隨テ政治意欲ノ昂揚ト戰意ノ昂揚ハ結局不可分ノモノデアアル、斯様ニ斷定ヲ致シテ居ルノデアリマス、國民ノ政治力ヲ總出シ致シマシテ、戰意ノ昂揚ヲ期待スル、是ハ洵ニ無理ナ注文デゴザイマシテ、諺ニ言フ所謂木ニ縁ツテ魚ヲ求ムルモノデアアル、斯様ニ考ヘナケレバナリマセヌ、又一方翼贊會ノ方面ヲ考察致シマスルニ、之ニモ亦大キナ缺點ヲ包藏致シテ居リマス、翼贊會ハ御承知ノ通り、出發ノ當初ハ華々シイモノガアツタノデゴザイマスルガ、其ノ後組織面、人事面ニ度々ノ變革ガ試ミヌレマシテ、今日ハ公事結社トシテ存在シテ居ルノデアリマス、所ガ其ノ關係者ノ相當部分ノ方々ハ、元來政治的ニ活躍スベキコトヲ待望致シマシテ參加致シテ居ラレマシタ關係上、公事結社ノ枠内ニ閉込メラレマシタ鬱屈シテ居リ、中ニハ時ト致シマシテ其ノ圈外ニ脱出シテ、他方面ト接觸ヲ惹起スルト云フヤウナ事態モ度々アルヤウニ我我ハ承知シテ居ルノデアリマス、一面又翼贊會關係ノ方々ガ、行政ノ補助機關トシテ挺身シヨウト致シマスレバ、

行政官廳ハ必ズシモ好感ヲ以テ之ヲ迎ヘマセヌ、時ト致シマシテハ、アラズモガナノ取扱ヲ致ス、斯ウ云フノガ現狀デアリマシテ、洵ニ才氣ノ毒ナ次第デアアル、斯様ニ考ヘナケレバナリマセヌ、加之國民運動指導團體ヲ以テ自認致シテ居リマスル翼贊會ハ、御承知ノ如クニ總理大臣ヲ首班ト致シマスル官製ノモノデアリマス、事實上政府ノ任命致シマスル役員ニ依リマシテ指導セラレテ居ツテ、地方ニアリマシテハ、地方長官ガ其ノ支部長トシテ之ヲ統督シテ居ル、而モ翼贊會ノ經費ハ擧ゲテ政府ノ補助金ニ依存シテ居ルノデアリマス、隨テ翼贊會ヲ選ジテ國民運動ニ從事セラレテ居リマスル指導者ハ、國民ガ多年指導者トシテ仰イデ來タ國民運動ノ指導者ノ姿トハ全ク違ツタ姿デアリマシテ、國民ト致シマシテハソレニ對シテ、甚ダ言ヒニクイ言葉デゴザイマスルガ、何等ノ親シモ魅力モ感じテ居ラヌノデアリマス、我々ハ是等ノ組織、是等ノ人々ノ指導デハ國民ノ心ノ琴線ハ、觸レテ鳴リマセヌ、而シテ是等ノ只今翼贊會ニ付テ擧ゲマシタル缺點ハ、翼贊壯年團ニ付キマシテモ大體之ヲ指摘スルコトガ出來ルノデアリマス、以上各團體ハソレ自身ニ含、前申上ゲマシタヤウナ缺點ヲ持ツテ居リマス、所ガ更ニ第二ノ原因ト致シマシテ、此ノ不完全ナル團體ガハツキリト分ケルコトガ出來ナイ政治運動ト、國民運動トヲ觀念論カラ之ヲ分解シ得ルモノト致シマシテ、強ヒテ各自ノ立場ヲ限定立セシメタ、茲ニ無理ガア

ル、元來牽制摩擦ガ發生スルヤウニ出
來テ居ルトスラ考ヘラレルヤウナ組織
デアリノデアリマス、是デハナラヌ、我々
ハ之ヲ調整致シマシテ、同一方向ニ向
ハシメヨウ

〔國民ノ前ニ懺悔セヨ〕「翼政ハド
ウダ」其ノ他發言スル者多シ

○議長(岡田忠彦君) 靜カニナサイ

○勝田永吉君(續) スウ云フコトデ隨
分努力致シタノデゴザイマスルガ、其
ノ前ニ努力ハ試ミマシタガ、如何ニヤ
ツテ見マシテモ、率直ニ申上ゲマスル
ガ、ソコニ迅速ヲ缺キマス、精彩ヲ失
ヒマス、隨テ國民ヲシテ感奮興起セシ
ムルト云フ譯ニハ參ラナイノデアリマ
ス、理窟ヤ觀念論ハ實際ノ解決ハ出
來マセヌ、理窟拔キニナゼ早ク一本
ナラヌカ、斯ウ云フガ多數國民ノ心情
ダ、今日ノヤウナ複雑多岐ノ構構ノ下デ
指導セラレコトハ頗ル迷惑至極デア
ル、斯ウ云フガ國民多數ノ感情デア
ルト我々ハ推察致シテ居リマス、今日
ノ如キ構構ノ下デ一億一心ヲ説カレル
コトハ不可解デアリ、斯ウ云フガ國
民感情ノ真相デアリマス、國民大家ハ
理論闘争ハ致シマセヌ、理窟ハ担ネマ
セヌ、此ノ理窟拔キノ要求コソ國民的
確信ノ發露デゴザイマシテ、事ノ眞實
ヲハツキリ擱ンデ居ル、斯様ニ考ヘマ
ス、我々ハ此ノ國民大家ノ聲ニ斷ジテ
無關心デアツテハナラヌ、斯様ニ存ジ
テ居ルノデアリマス、以上ノ見地ヨリ
致シマシテ、我々ハ此ノ緊迫セル時局
ニ直面致シテ最早到底坐視スルニ堪ヘ
ナイノデアリマス、國家興亡ノ巔頭ニ
立チマシテ、今更何ノ聲贊會ゾ、何ノ

翼贊青年團ゾ、將又何ノ翼贊政治會ゾ、
是ガ我々ノ心境ナンデアリマス、須ク
此ノ國民的要求ヲ無條件ニ應諾致シマ
シテ、在來ノ行掛リヲ一掃致シマシテ、
眞ニ一體化セル強力ナル國民政治體制
ヲ確立シ、國ノ總力ヲ大東西戰空必勝
ノ一點ニ凝集シテ、軍官民一致協力、
最後ノ最後マデ戰ヒ抜キ、勝チ抜キタ
イ、斯ウ云フガ我々ノ念願デアリ、
心境デアリノデアリマス(拍手)而シテ
前ニモ申述ベマシタル結論ニ到達致シ
マシタ所以ノモノモ亦實ニ是ニアルノ
デアリマス、隨ヒマシテ我々ト致シマ
シテハ此ノ強力ナル國民政治組織結成
ノ爲ニハ、翼贊政治會ノ解消モ之ヲ斷
行スベキコトヲ茲ニ明言致シマス

併シナガラ此ノ政事結成ノ結成ノ仕事
デアリマスルガ、私が申スマデモナク、
政府ノ首腦デアリ、大政翼贊會ノ總裁
デアリマスル總理大臣ノ大ナル熱意ト
決心ニ依ル大協力ニ俟タネバナリマセ
ヌ、勿論政事結成ノ結成ハ、國民ノ燃
ユ上ル愛國心ノ結集デナケレバナラヌ
ノデゴザイマシテ、斷ジテ官製ノモノ
デアツテハナリマセヌ、隨ヒマシテ私
ガ今總理大臣ノ協力ヲ求ムルト申シマ
シタル所モ、其ノ邊ノ所ニ誤解ナキコ
トヲ切望スルノデアリマス、隨テ我々
ガ總理大臣ニ對シマシテ協力ヲ求ムル
點ハ、然ラバ何處ニアルカ、斯ウ云フ
點ニ付キマシテハ、只今マデ私が述べ
テ參リマシタ所ニ依リマシテ、十分御
諒察下サルコトガ出來ヤウト信ジマス
終リニ一言致シタイコトハ、新タニ結

成セラルベキ結成ハ、新結成ノ結成ヲ
擔當セラル、方々ニ依リマシテ、其ノ
構想ヲ決定セラルベキコトハ勿論デゴ
ザイマシテ、我々ト致シマシテハ、獨
斷的ニ之ヲ決定致サウナドト云フヤウ
ナ僣越ナ考ヘハ毫モ持ツテ居リマセヌ、
唯希望トシテ申上ゲタイコトハ、新結成
ハ斷ジテ舊政黨ノ復活デアツテハナラ
ヌ、斯ウ云フコトデアリマス(其ノ通り)
新結成ハ天皇歸一ノ大精神ノ下ニ、總
勵起體制ヲ確立致シマシテ、我が國
ノ戰鬪力、生力力ヲ物心兩面ヨリ最高
度ニ發揮致スコトヲ目途トスルモノデ
アリマシテ、國內政争デモ、政權獲得
デモナイノデゴザイマス、次ニ新結成
ハ廣ク天下ニ同志ヲ求メマシテ、學國
的結成タルコトヲ待望致スノデアリマ
ス、併シナガラ結成ノコトハ、私が申
スマデモナク、憲法ノ條章ニモ明定セ
ラレテ居ル所デゴザイマシテ、我々ハ
決シテ法規官權ニ依リマスル一國一結
成ヲ指向シテ居ルノデハゴザイマセヌ
唯今日ノ時局下ニ於キマシテ、國民愛
國ノ至誠ト關係者ノ熱意ト努力トニ依
リマシテ、同志的デアルト同時ニ、學
國的デアルト結成ハ、決シテ不可
能デナイト確信致シテ居ルノデゴザイ
マス(拍手)

次ニ新結成ハ中央地方ヲ通ジ強力ナ
ル組織ヲ持タネバナラヌト存ジマス、
此ノ全國的ナ組織ニ依リマシテ、全國
民ヲ勝利ノ一點ニ總動員スルコトガ必
要ナノデアリマス、尙ホ新結成ハ清新
ノ意氣ヲ洋溢セシメタルモノデナケ
レバナリマセヌ、又人心ヲ新タニスル
爲ニハ、英氣發揚タル新進ノ士ニ、其
ノ志ヲ非常時、此ノ秋ニ伸バシムル爲
ニ、特別ノ工夫ヲナサルベキモノト信
ジマス、又舊態依然タリト云フヤウナ
歎聲ヲ發セシメザルノ用意ハ、是非必
要デアルト存ジマス、具體的ニ申シマ
スレバ、翼贊、翼壯ノ諸君ト云ハズ、
苟クモ政治ニ志ヲ有シ、此ノ時局ニ處
シマシテ、縣命ノ御奉公ヲ致シタイト
念願致シマスル若壯年ノ諸君ガ、心持
好ク參加セラシ、ヤウナ仕組ニ、是非
致シテ戴キタイ、斯様ニ存ジテ居ルノ
デアリマス、以上述べテ盡サザル所ハ
ゴザイマスガ、我々ノ所存ハ大體之ヲ
開陳致シタ次第デアリマス

尙ホ終リニ此ノ機會ニ御伺セ致シテ
置キマスルガ、我々ハ前申述べマシタ
ル通りニ、同志ノ熱意ト努力ニ依リマ
シテ、同志的タルト同時ニ、學國的ナ
ル政事結成ヲ設立ヲ待望スルモノデゴ
ザイマスルガ、決シテ官製ノ單一政黨
ヲ考ヘテ居ル譯デハアリマセヌ、隨テ
苟クモ戰爭遂行ヲ指標トスル適正ナル
結成デアラナラバ、是其ノ結成ヲ許
サルベキモノト思フノデアリマスルガ、
政府ノ御所信ヲ伺ヒタイノデアリマス、
此ノ際總理大臣ト致シマシテハ、本問
題ニ關シマシテ、決心ノ程ヲ明白ニ御
言明願ヒタイト思ヒマス

〔國務大臣小磯國昭君登壇〕
○國務大臣小磯國昭君 現下ノ時局
ニ鑑ミ、必勝國內體制ヲ確立スルノ必
要アリトスル說ニ對シマシテハ、私モ

全然同感デアリマシテ、曩ニ本議場ニ於
ケル金光君ノ御質問ニ對シテモ、御答
ヘ致シテ置キマシタ通りデアリマス、
殊ニ新シク結成セラル、組織ニ關シ、勝
田君ノ強調セラレマシタ如ク、飽クマ
デモ官製ノモノデナク、民間ヨリ盛リ
上ルモノデアリ、而モ其ノ性格ハ舊來
ノ面目ヲ一新セルモノデ、苟クモ眞面
目ニ國事ヲ憂ヘル者ナラバ、心持好ク
欣然トシテ馳セ參ズルコトノ出來得ル
モノデナケレバナラヌト云フコトハ、
私モ正ニサウアルベキモノト考ヘテ居
ルノデアリマス、隨ヒマシテ斯クノ如
キ新政治團體ノ實現セラル、コトハ、
政府ニ於テモ期待スル所デアリマシテ、
之ニ對應シテ政府トシテ措置スベキ事
項ニ付テハ、相當思ヒ切ツテ實行スル
所存デアリマス(拍手)

尙ホ勝田君ノ最後ニ述べラレタル點
ニ付テハ、具體的ノ問題ガ起ツタ時、
考慮スベキ問題デアルト考ヘテ居リマ
ス(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 次會ノ議事日程
ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是
ニテ散會致シマス
午後七時九分散會

衆議院議事速記録第六號中正誤

頁 段 行 誤 正
七七 五一 木村直君 大村直君
七八 一二 星野靖之 伊吹元五
八七 五 一八 張ク 強ク

印刷局